

各医療機関管理者 殿

茨城県保健医療部疾病対策課長

感染症法に基づく「医療措置協定」の変更等について

日頃から本県の感染症対策の推進について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、感染症法に基づく「医療措置協定」については、多くの医療機関と締結させていただき、感染症法第 36 条の 3 第 5 項の規定により、協定について県のウェブページに掲載しております。

今般、各医療機関管理者と締結した医療措置協定の変更、新規申請について受付いたします。

各医療機関におかれましては、締結した協定内容に変更がある場合や、新たに協定締結を希望する場合、下記を御確認の上、11 月 28 日（金）までに県の調査回答フォームに御回答願います。（締結内容に変更がない場合は回答不要です。）

記

（ 1 ）回答の対象

- 締結した協定内容に変更がある場合
- 新たに協定締結を希望する場合
- 締結内容に変更がない場合は回答不要です。

（ 2 ）回答の方法

- 県内医療機関管理者は、（ 1 ）に該当する場合、11 月 28 日（金）までに県の調査回答フォームに御回答ください。

【調査回答フォーム】

（ URL ） [https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=54610](https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54610)

スマートフォンで回答いただく場合は、右記の QR コードを読み込んでください。



以下の日程は調査回答フォームがメンテナンス作業により一時通信断が発生します。

- ・ 11 月 18 日（火）午後 10 時から 11 月 19 日（水）午前 5 時まで
- ・ 11 月 19 日（水）午後 10 時から 11 月 20 日（木）午前 5 時まで
- ・ 11 月 20 日（木）午後 10 時から 11 月 21 日（金）午前 5 時まで

医療措置協定の要件等については別添を参照願います。

### (3) 回答後の流れ

締結した協定内容に変更がある場合

#### < 医師会会員 >

- ・ 県は、茨城県知事 - 茨城県医師会長 - 郡市医師会長（医療機関管理者を代理）の間で締結した集合協定書を変更（最新の協定書別紙一覧の共有）の上、感染症法第36条の3第5項の規定により、ウェブページでの公表が必要となる事項について、県のウェブページに掲載いたします。

#### < 医師会非会員 >

- ・ 県は、医師会非会員の医療機関からの回答内容に基づき、感染症法第36条の3第5項の規定により、ウェブページでの公表が必要となる事項について、県のウェブページに掲載いたします。

新たに協定締結を希望する場合

#### < 医師会会員 >

- ・ 上記(3)と同様の対応となります。

#### < 医師会非会員 >

- ・ 県は、医師会非会員の医療機関からの回答内容に基づき、茨城県知事 - 医療機関管理者の間で個別協定を締結の上、感染症法第36条の3第5項の規定により、ウェブページでの公表が必要となる事項について、県のウェブページに掲載いたします。
- ・ なお、医療措置協定書は、後日、各医療機関より回答いただいたメールアドレスあて送付いたします。

医療機関におかれましては、締結に係る作業等はありません。

#### < 県医師会会員・非会員共通 > 感染症法に基づく指定書等の通知について

【病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察のいずれか1つ以上を締結する医療機関】

- ・ 感染症法第38条第2項の規定に基づき、病床確保に対応する医療機関は法第6条第16項の「第一種協定指定医療機関」として、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供及び健康観察を行う医療機関は同条第17項の「第二種協定指定医療機関」として、それぞれ県が指定します。
- ・ 指定書の送付時期は、医療措置協定を締結後、各医療機関より回答いただいたメールアドレスあて送付いたします。

【公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院】

- ・ 感染症法第36条の2の規定に基づき、医療措置協定に基づき講ずべき医療提供について、県が通知します。
- ・ 通知書の送付時期は、上記指定書と同様に時期・方法で送付いたします。

### (4) 今後の変更・新規申請等について

- ・ 今年度（令和8年3月）までの受付は今回が最終となります。
- ・ 来年度以降は通年の受付を検討しております。概要が決まり次第御連絡いたします。

< 本通知に関するお問い合わせ >  
茨城県保健医療部疾病対策課 鈴木（裕）  
電話 029-301-3219

< 医療措置協定全般に関するお問い合わせ >  
・ 茨城県保健医療部疾病対策課（上記と同じ）  
・ 各医療機関を管轄する保健所

## 別添 医療措置協定の要件等について

### (1) 医療措置協定の前提条件について

#### 対象とする新興感染症

- ・ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の3つとなりますが、現時点では新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症を想定します。

#### 協定の対象期間

- ・ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表が行われたときから、これらの感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間とします。

#### 協定の有効期間

- ・ 3年間（以後、異議のない限り自動更新。初回は令和9年3月31日まで）

#### 協定の履行

- ・ 新興感染症の特性などが協定の前提とは大きく異なる場合には、国においてその判断を行い、機動的に対応することとなっており、県と協定を締結した医療機関管理者との間で、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて対応します。

協定締結後の事情変更等による協定の解除について、県と協議する規定を設けております。

- ・ 履行に関する費用については、新型コロナ対応で実施したような補助制度を想定（詳細はその感染症の特性等に応じて検討）しております。

その他、医療措置協定全般については、以下の動画を確認願います。

#### 【医療措置協定の概要の説明動画】

(URL) [https://youtu.be/brdCB\\_reGXY](https://youtu.be/brdCB_reGXY)

スマートフォンでご覧いただく場合は、右記のQRコードを読み込んでください。



### (2) 医療措置協定の種類等について

#### 種類及び内容

##### 病床確保〔病院、有床診療所のみ〕

(国による発生公表後、県の要請に基づき、入院病床の即応化に対応)

新興感染症発生時には、まずは従来の感染症指定医療機関が対応。

- ・ 確保している病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。
- ・ 都道府県からの要請後、2週間以内を目途に即応病床化すること。
- ・ 関係学会のガイドラインなどを参考に、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること。

##### 発熱外来

(国による発生公表後、県の要請に基づき、発熱患者の診察に対応)

新興感染症発生時には、まず従来の感染症指定医療機関が対応。

- ・ 発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場などで診療する場合を含む。）があること。
- ・ 発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者などを受け入れる体制を構築できること。

自宅療養者等への医療の提供及び健康観察（自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等）

- ・ 医療機関 - 薬局 - 訪問看護事業所の間で連携し、自院診療・電話診療・オンライン診療・往診などの対応や、訪問看護・医薬品対応などを行うこと。

後方支援

- ・ 上記 や の実施に伴う通常医療への影響を最小限にするため、新興感染症流行初期の感染症患者以外の患者受入れや、感染症回復後の入院患者の転院受入れに対応すること。

医療人材派遣

- ・ 県の要請に基づき、高齢者施設等で新興感染症患者発生時における感染制御・業務継続支援チームの医師や看護師等の派遣や、県内外での感染拡大時における医療機関等への医師や看護師等の派遣に対応すること。

流行初期医療確保措置（上記 及び に限る。）

- ・ 感染症の流行初期から「病床確保」や「発熱外来」の対応を行う医療機関に対して、診療報酬上乘せや補助金等が充塞するまでの一定期間、感染症流行前と同水準の収入を補償する制度です。流行初期医療確保措置に対応する基準は、以下の通りです。

【病床確保】

- ・ 以下の a) 及び b) を満たすこと。

a) 県からの要請後、1 週間以内に即応病床化すること

b) 確保病床が 30 床以上であること

新興感染症の発生後、県の病床確保要請を受け、1 週間以内に 30 床以上を即応病床化し、入院患者の受入ができる医療機関が対象になります。

【発熱外来】

- ・ 以下の a) 及び b) を満たすこと。

a) 県からの要請後、1 週間以内に発熱外来を実施すること

b) 1 日 20 人以上の発熱患者の診療ができること

新興感染症の発生後、県の発熱外来実施要請を受け、1 週間以内に発熱外来を開始し、1 日で 20 名以上の発熱患者の診療ができる医療機関が対象になります。